

第2回 大分市教育ビジョン検討委員会

日時：平成28年7月19日（火）15:00～17:00

場所：大分市教育センター2階 202 研修室

【日程】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (議事1) 基本構想について (教育企画課)
 - (議事2) 2 基本計画について
 - 1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
 - (1) 生きる力をはぐくむ教育活動の展開
 - ・ 小中一貫教育の推進 (学校教育課)
 - ・ 確かな学力の向上 (学校教育課)
 - ・ 豊かな心の育成と社会の変化への対応 (学校教育課、文化財課)
 - (議事3) ・ 健やかな体の育成と健康・安全教育の推進 (スポーツ・健康教育課、学校教育課)
 - (議事4) (2) 学校の創意工夫による教育の充実 (学校教育課)
 - (3) 個に応じた教育活動の充実 (学校教育課、大分市教育センター)
 - (議事5) (4) 幼児教育の充実 (教育企画課)
- 4 その他
- 5 閉会

議事1～5のおおよその時間配分

議事1	15:05～15:25
議事2	15:25～15:55
議事3	15:55～16:20
議事4	16:20～16:50
議事5	16:50～17:00

【資料】

- 基本構想 p1 ～ 8
- 基本計画 p9 ～ 24
 - 〈基本方針1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実〉
 - (1) 生きる力をはぐくむ教育活動の展開 (p12～18)
 - ・ 小中一貫教育の推進 ・ p12
 - ・ 確かな学力の向上 ・ p13
 - ・ 豊かな心の育成と社会の変化への対応 ・ p14 ～ 15
 - ・ 健やかな体の育成と健康・安全教育の推進 ・ p16 ～ 18
 - (2) 学校の創意工夫による教育の充実 (p19 ～ 20)
 - (3) 個に応じた教育活動の充実 (p21 ～ 22)
 - (4) 幼児教育の充実 (p23 ～ 24)

「大分市教育ビジョン」

基本構想(案)

及び

基本計画(案)

<基本方針1>：生きる力をはぐくむ学校教育の充実

基本構想(案)

1 策定の趣旨

◆ 大分市では、平成 18 年に改正された教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、本市教育行政の方向や施策を明らかにした「大分市教育ビジョン」を平成 20 年度に策定し、「豊かな人間性の創造」、「人権を尊重する社会づくりの推進」などを基本的な施策とするさまざまな具体的施策を学校、家庭、地域との連携・協力のもと、計画的に推進してまいりました。

このようななか、国においては、平成 30 年度からの 5 年間を実施期間とする「第 3 期教育振興基本計画」について中央教育審議会に諮問するなど、新たな計画の策定に向けた検討が開始されたところです。

本市におきましても、基本構想の期間を 9 年間としておりました現行の大分市教育ビジョンが平成 28 年度をもって満了することから、教育を取り巻く社会の動向を踏まえるとともに、これまでの計画を見直し、本市教育の一層の振興を図るために必要な施策等を総合的・体系的に示す新たな「大分市教育ビジョン」を策定するものです。

2 位置付け

◆ 「大分市教育ビジョン」は、本市の最上位計画である「大分市総合計画」の基本理念の実現を教育の分野から目指すものとして位置付け、「大分市教育大綱」の趣旨を反映させるとともに、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される各地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けます。

3 対象範囲

◆ 本市教育委員会が所管する施策や事業を対象としています。

本計画の対象範囲に含まれない施策や事業で、教育委員会が関係するものについては、大分市総合計画及び他の分野計画などに基づき、関係部局と連携しながら推進します。

4 計画の期間

◆ 「大分市教育ビジョン」は、「大分市総合計画」との整合性などを総合的に考え、基本構想の目標年度を平成 29 年度から平成 36 年度までの 8 年間としています。

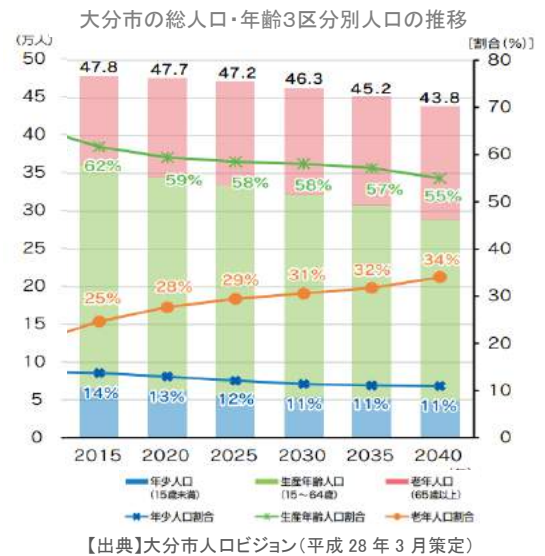
H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度
● 大分市総合計画 <基本構想 (H28 年度～H36 年度)>								
基本計画 (第 I 期) H28 年度～H31 年度				基本計画 (第 II 期) H32 年度～H36 年度				
《4 年間》				《5 年間》				
◆ 大分市教育大綱 H28 年度～H31 年度								
★ 大分市教育ビジョン <基本構想 (H29 年度～H36 年度)>								
基本計画 (第 I 期) H29 年度～H31 年度				基本計画 (第 II 期) H32 年度～H36 年度				
《3 年間》				《5 年間》				

5 教育を取り巻く社会の動向

◆ 少子高齢化・人口減少社会の到来

我が国の人口は、平成 72 年（2060 年）には、平成 22 年（2010 年）比約 3 割減の約 9 千万人まで減少し、そのうちの約 4 割が 65 歳以上の高齢者となることが予想されています。このような急激な少子化・高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、経済規模の縮小や労働力の低下、社会保障費の増大などが懸念されています。

こうしたことを踏まえ、基礎自治体においても、人口減少の克服に取り組むなか、地域の特徴を生かした持続可能な社会を創造する取組が求められています。



◆ グローバル化と情報通信技術の進展

グローバル化や情報技術の進展に伴い、人・情報・経済やさまざまな文化・価値観が国を越え流動化するなど、変化の激しい社会に移行しています。また、SNS などによる情報共有は、かつてないスピードで進んでおり、政治、経済にまで大きな影響を与えるようになっていきます。

現在、こうした状況に対応できるよう、新たな知識や専門的能力を有し、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。

◆ 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が重要となっています。国においては、平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を定めるとともに、翌、平成 26 年には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

地方公共団体においても、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定・実施し、子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現することが求められています。

◆ 地球規模の問題

環境問題や食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など、さまざまな地球規模の課題に直面している現在、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが重要です。こうした課題を解決する上から、身近な課題について自分たちができることを考え行動していくという学びが重要となっており、将来にわたって持続可能な社会を構築する担い手をはぐくむ教育（ESD）の推進が求められています。

◆ 地域社会のつながりの希薄化

都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されています。

一方で、東日本大震災により、コミュニティにおける人と人とのつながりや支え合いの重要性が改めて認識されるなど、人の絆を大切にする活力ある社会を形成することが求められています。学校においては、地域住民の連携・協力をはじめとして学びを通じたコミュニティの形成をより積極的に進めていくことが求められています。



◆ 社会を挙げてのスポーツ・文化芸術の振興

日本では、平成 31 年（2019 年）に「ラグビーワールドカップ 2019」、平成 32 年（2020 年）に「2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が予定されており、スポーツ振興の機運が高まっています。また、国内でのこうした国際的なスポーツイベントの開催は、我が国の文化芸術の魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会でもあることから、文化芸術振興の機運も高まっており、社会を挙げてスポーツ・文化芸術の一層の振興を図る取組が求められています。

◆ 「チーム学校」の推進

複雑化・多様化した課題を解決し、子どもに必要な資質・能力をはぐくんでいくためには、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要です。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化するなど、「チームとしての学校」の体制を整備することが求められています。

◆ 教育委員会と市長部局との連携強化

教育委員会の責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化等を図ることを目的に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行（H27.4.1）に伴い、市長との協議・調整の場である総合教育会議や「教育大綱」の策定といった新たな仕組みを活用するなど、これまで以上に市長部局との連携を図るなか、より一層民意を反映した教育行政を推進することが求められています。

◆ 学校教育制度の多様化・弾力化

平成 18 年の教育基本法改正、平成 19 年の学校教育法改正により義務教育の目的・目標が定められたことにより、小学校・中学校の連携の強化、義務教育 9 年間を通じた系統性・連続性に配慮した取組が求められており、多くの自治体では、いわゆる中 1 ギャップの解消を図ることなどを目的として、小中連携・一貫教育が地域の実情に応じて展開されています。

平成 27 年 2 月に国が公表した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」では、小中連携・一貫教育を実施した市町村のうち 96%がこれまでの取組の総合的な評価について肯定的な回答を示すなど、一定の成果が認められるところです。

このような状況を踏まえ、平成 27 年には、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として学校教育法に規定されるなど、学校教育制度の多様化及び弾力化が図られています。



大分市初の義務教育学校(大分市立碩田学園)

◆ 次期学習指導要領等の改訂

次期学習指導要領については、平成 32 年度から小学校で、平成 33 年度からは中学校で順次全面実施が予定されています。

現在、国においては、次期学習指導要領の改訂に向け、新しい時代に必要となる資質・能力の育成（何ができるようになるか）のほか、育成すべき資質や能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し（何を学ぶか）、アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善（どのように学ぶか）等の視点に基づき検討が進められています。

また、幼稚園においては、平成 30 年度に次期教育要領の全面実施が予定されています。

6 これまでの取組状況

大分市では、平成20年度に策定した「大分市教育ビジョン」に基づき、これまで9年間、「思いやる豊かな心と生きがいをはぐくむまちづくり」の基本理念のもと、5つの基本的な施策に沿ってさまざまな具体的な施策を展開してまいりました。

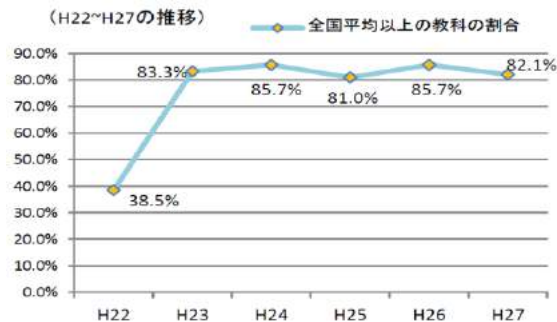
この間、施策の進捗状況等について、自己評価や学識経験者による点検・評価を毎年実施し、取組の充実・改善を図ってまいりました。目標年度の前年度である平成27年度においては、具体的な施策に係る98の指標のうち、93(94.9%)の指標において達成または概ね達成の状況となるなど、これまでの取組による着実な成果が認められるところです。

一方で、これまでの点検・評価により、目標を達成していない施策も明らかとなっており、取組の一層の充実・改善に努めるとともに、近年の社会情勢の急激な変化に伴う新たな教育課題への対応が求められています。

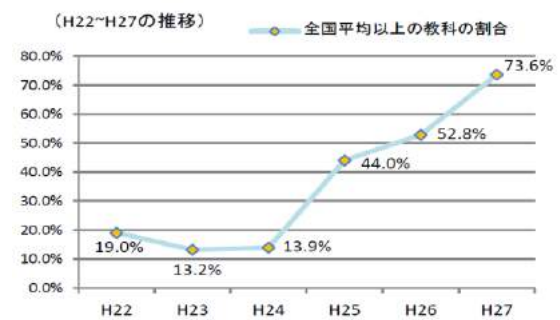
「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」より —平成22年度～平成27年度の指標の達成状況の推移(一部抜粋)—

学校教育の充実(生きる力をはぐくむ教育活動の展開)

- ◆【具体的な施策】大分っ子基礎学力アップ推進事業の実施
 - ・<指標> 市・県主催の学力調査で全国平均以上の教科の割合(70%以上)

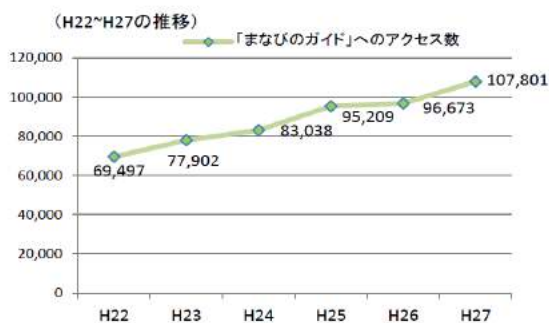


- ◆【具体的な施策】子どもの健康や体力の増進
 - ・<指標> 新体カテストで全国平均以上の種目の割合(60%以上)



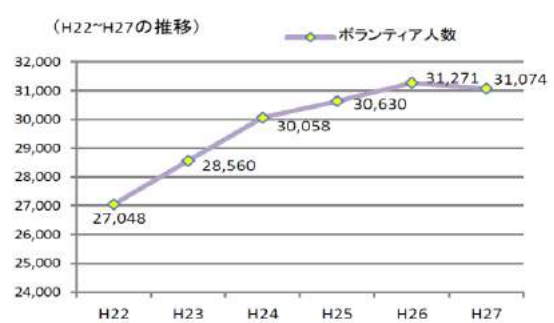
社会教育の推進と生涯学習の振興(学習情報提供活動の充実)

- ◆【具体的な施策】生涯学習に関する多様な学習情報の提供
 - ・<指標> 「まなびのガイド」へのアクセス数(8万件以上)



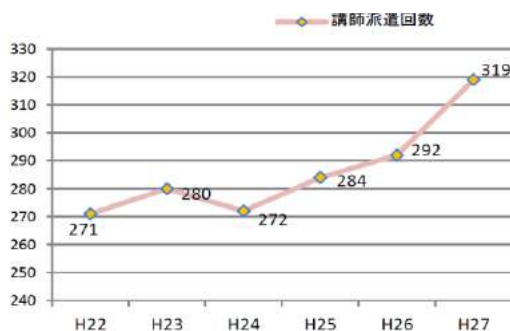
青少年の健全育成(青少年の健全育成活動・社会環境整備などの推進)

- ◆【具体的な施策】大分市こどもの安全見守りボランティア推進事業
 - ・<指標> ボランティア人数(3万人)



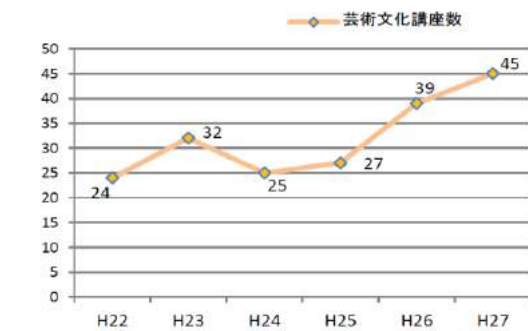
人権を尊重する社会づくりの推進(人権啓発の推進)

- ◆【具体的な施策】人権啓発研修会などの人権啓発事業
 - ・<指標> 講師派遣回数(295回)



個性豊かな文化の創造と発信(文化施設の整備や機能の充実)

- ◆【具体的な施策】文化活動を行う多くの市民が交流しあえる場の提供
 - ・<指標> 芸術文化講座数(25講座)



7 基本理念

豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ

学校、家庭、地域の連携・協働のもと、未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性を尊重し、創造性を伸ばすことによって、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。

また、生涯にわたって、主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむなど、誰もがうるおいや生きる喜びを実感でき、ふるさとに誇りを持てる人づくりを進めます。

8 基本理念の実現に向けて

(1) 6つの基本方針

大分市教育ビジョンの基本理念の実現に向け、6つの基本方針を定め、計画を推進します。

- 1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
- 2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実
- 3 社会教育の推進と生涯学習の振興
- 4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信
- 5 スポーツの振興
- 6 人権を尊重する社会づくりの推進



基本方針 1

生きる力をはぐくむ学校教育の充実

■ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造します。

基本方針 2

子どもたちの学びを支える教育環境の充実

■ 子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域及び関係機関との連携強化を図りながら、時代の要請に応える創意ある教育環境の整備・充実に努めます。

基本方針 3

社会教育の推進と生涯学習の振興

■ 生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実に努めるとともに、地域力の向上を図ります。また、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進します。

基本方針 4

個性豊かな文化・芸術の創造と発信

■ 優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。

基本方針 5

スポーツの振興

■ 市民のだれもが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。

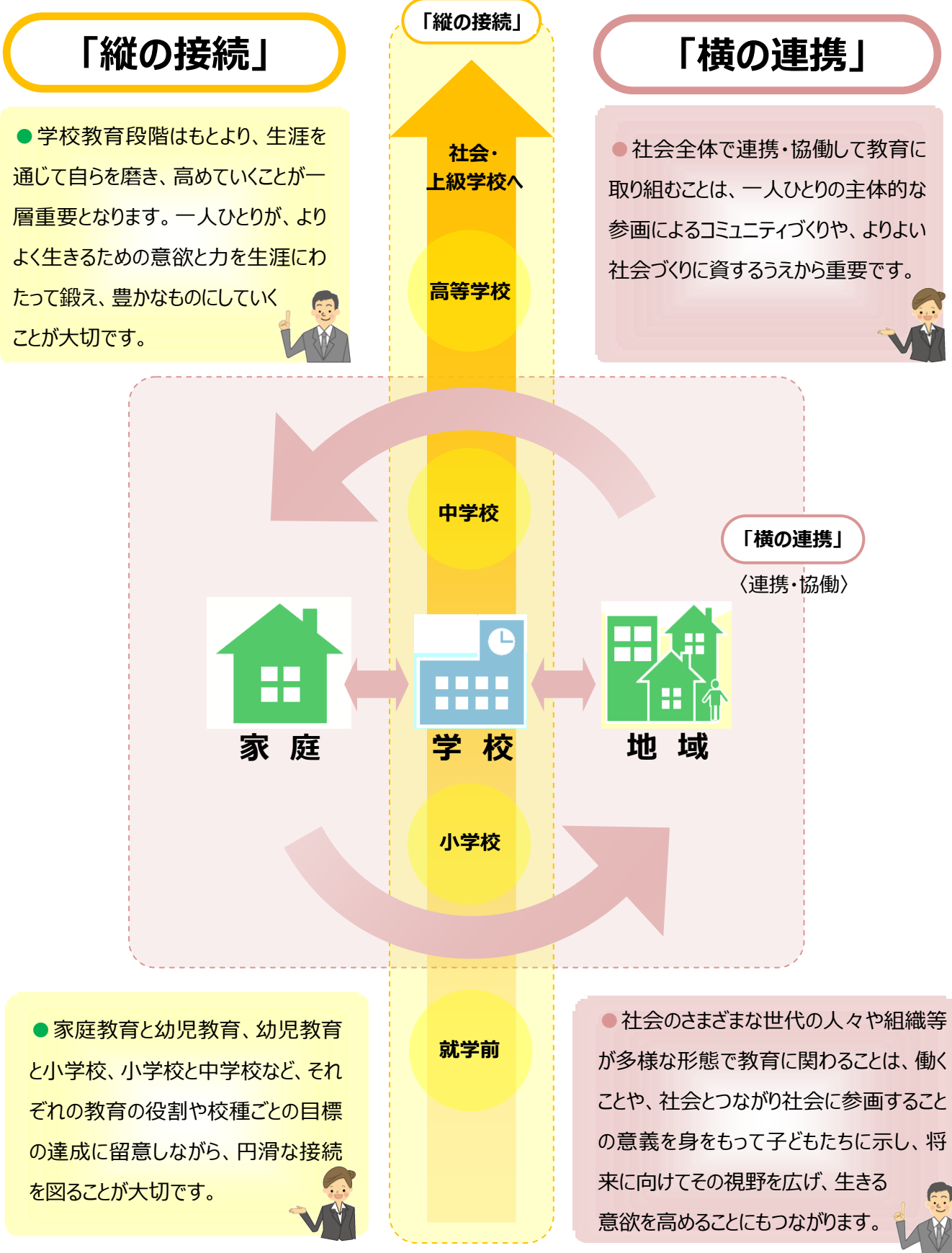
基本方針 6

人権を尊重する社会づくりの推進

■ 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて人権教育・啓発を推進し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現に努めます。

(2) 2つの視点<「縦の接続」と「横の連携」>

本市では、基本方針に基づく施策を総合的に推進する上から、「縦の接続」と「横の連携」の視点による、つなぎ・つながる教育の展開を図ります。



基本計画(案)

1 目的

- ◆ 基本計画は、「豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ」の基本理念を実現し、本市教育の一層の振興を図るうえから、中長期的かつ総合的な展望をもち、より実効性のある教育改革を計画的・体系的に進めるため、基本構想に示した6つの基本方針に係る具体的施策及び取組内容等を明らかにするものです。

2 期間

- ◆ 基本計画の期間は、平成29年度から平成31年度までを「第Ⅰ期」、平成32年度から平成36年度までを「第Ⅱ期」とします。

なお、平成32年度からの第Ⅱ期基本計画については、第Ⅰ期基本計画の進捗状況、国や県の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを図ります。

3 指標

- ◆ 本計画において、学校、家庭、地域社会と行政が連携・協働して取り組む様々な具体的施策の進捗について、市民に分かりやすく示すため、計画の中間年度である平成31年度及び最終年度である平成36年度に目指す姿としての指標を設定しています。

なお、指標は、原則的に数値で設定していますが、取組の特性により、数値で表せない場合もあります。

4 点検・評価

- ◆ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、本教育ビジョンに示した主な取組について年度ごとにその進捗状況を点検・評価し、各施策の展開の仕方について、必要な見直しを図ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

5 重点施策の体系（構成図）

〈基本方針〉

〈重点施策〉

1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

- (1) 生きる力をはぐくむ教育活動の展開
 - 小中一貫教育の推進
 - 確かな学力の向上
 - 豊かな心の育成と社会の変化への対応
 - 健やかな体の育成と健康・安全教育の推進
- (2) 学校の創意工夫による教育の充実
- (3) 個に応じた教育活動の充実
- (4) 幼児教育の充実

2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

- (1) 全ての子どもの学びの保障
- (2) 時代の変化に対応した教育環境の整備
- (3) 教職員の指導力の向上
- (4) 地域と連携した取組の推進

3 社会教育の推進と生涯学習の振興

- (1) 生涯学習支援体制の充実
- (2) 学習機会や内容の充実
- (3) 地域活動の充実
- (4) 地域における子どもの健全育成

4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

- (1) 独自の文化・芸術の創造と発信
- (2) 文化・芸術の振興と活用
- (3) 文化施設の整備・充実
- (4) 文化財の保護・保存・活用
- (5) 伝統的な芸能、行事の保存・継承

5 スポーツの振興

- (1) 生涯スポーツの振興
- (2) 競技スポーツの振興
- (3) スポーツを指導・支援する人材の育成
- (4) スポーツ施設の整備
- (5) スポーツによるまちづくり

6 人権を尊重する社会づくりの推進

- (1) 学校教育における人権・同和教育の推進
- (2) 社会教育における人権・同和教育の推進
- (3) 人権啓発の推進

6 施策の展開

基本方針1 ▶ 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

教育は人格の完成を目指して行われるものであり、子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来にわたって幸福でよりよい人生を送ることができるようにすることが大切です。

このため、人格形成の基礎を培う幼児期の教育においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することが重要です。また、小中学校においては、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが重要な課題となっています。

そこで、各学校の子どもや地域の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進するとともに、学校、家庭、地域などの子どもを取り巻くすべての大人が緊密に連携し、総力を挙げて子どもたちの教育にかかわっていくことが必要です。

さらに、人権尊重を基盤とする一人ひとりの能力、適性に応じた教育活動を展開するとともに、幼稚園等と小学校の連携の推進や小中学校9年間を見通した系統的な教育を行う小中一貫教育の推進が求められています。

重点施策(1) ▶ 生きる力をはぐくむ教育活動の展開

■ 小中一貫教育の推進

現状 及び 課題

現在、賀来小中学校及び10中学校区[※]のモデル校における取組の成果や課題を踏まえ、市内全小中学校において学校、地域の実情に応じた小中一貫教育を推進しています。また、平成29年度には、本市初の義務教育学校である碩田学園を開校する予定です。

これまでの取組を通して、児童生徒の学力の向上や自尊感情の高まりなどに加え、教職員間の協働意識の高まりや小中学校間の系統性を踏まえた授業力の向上など、多くの成果が見られています。

今後とも、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむ上から、義務教育9年間を見通した系統的な教育を推進することが求められます。

※10中学校区：碩田中学校区、鶴崎中学校区、吉野中学校区、竹中中学校区、植田東中学校区、大在中学校区、坂ノ市中学校区、神崎中学校区、佐賀関中学校区、野津原中学校区

具体的施策①

学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した系統的な教育の充実に努めます。

主な取組	全体計画・年間指導計画に基づく義務教育9年間を見通した系統的な教育の充実		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各中学校区における小中一貫教育の全体計画や年間指導計画に基づき、児童生徒の交流行事や教職員の合同研修会等、計画的な取組を推進します。 ○ 取組の成果や課題を踏まえ、ねらいや目指す子ども像、取組内容や推進方法、研究組織等について、評価や見直しを行い、指導計画等の改善に努めます。 		
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
各中学校区における目指す子ども像等を位置付けた、小中一貫教育の全体計画・年間指導計画の作成・実施及び改善	作成・実施	実施・改善	実施・改善

■ 確かな学力の向上

現状
及び
課題

グローバル化や情報化、少子高齢化等、変化の激しい社会の中で生きていくためには、実社会や実生活の中で知識を活用し、自ら課題を発見しその解決に向けて主体的・協働的に取り組む力等が必要です。

各学校においては、家庭、地域との連携のもと、学習意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ上から、教職員自らが指導方法を不断に見直し、改善していくことが求められます。

具体的施策①

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上のため、課題解決に向けた主体的・協働的な学びができるよう、指導方法の工夫・改善に努めます。

主な取組	各学校における指導方法の工夫・改善			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国、県、市主催の学力調査等の実施を通して、児童生徒の学力や学習状況を継続的に把握・分析し、各学校における指導方法の工夫・改善に努めます。 ○ 管理職等による日常的な授業観察や互見授業、校内や中学校区における授業研究会等を通し、主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の実現に努めます。 ○ 小学校第6学年及び中学校第3学年を対象とした「卒業レポートプロジェクト」の実施を通し、児童生徒の書く力の育成や総合的な学習の時間における探究的な学習の充実に努めます。 ○ 家庭学習の内容や時間等について、各学校で共通理解を図ることにより、各学年の発達の段階や児童生徒一人ひとりの実情に応じた家庭学習の充実に努めます。 			
	指 標	現状（H27年度）	H31年度	H36年度
	全国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の数の割合	79%	100%	100%

■ 豊かな心の育成と社会の変化への対応

現状 及び 課題

グローバル化や情報化、少子高齢化等、変化の激しい社会に柔軟に対応するためには、多様な価値観を認めつつ、他者と対話し協働しながら、主体的に判断し、適切に行動できる資質や能力を備えることが重要です。

各学校においては、家庭や地域との連携のもと、社会生活を送る上で必要な規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情や他者への思いやり、伝統や文化を尊重する態度など豊かな心をはぐくむ教育活動に、今後も引き続き取り組むことが求められます。

具体的施策① 道徳教育の充実に努めます。

主な取組	道徳科を要とした道徳教育の充実			
取組の概要	○ 児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるため、道徳科の授業公開や授業研究等を行い、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等、指導方法の工夫・改善に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	「人の役に立つ人間になりたい」と思う小学校6年生、中学校3年生の児童生徒の割合	小学校 72.0% 中学校 75.3%	小学校 73.0% 中学校 76.5%	小学校 75.0% 中学校 78.0%

具体的施策② グローバル化に対応した国際理解教育の充実に努めます。

主な取組	外国語指導助手（ALT）の活用等による国際理解教育の充実			
取組の概要	○ 我が国や郷土の歴史、伝統・文化についての理解を深め、これらに誇りと愛情を持つとともに、異文化を理解し尊重するなど、国際的視野に立って主体的に行動する資質や能力の育成を図るため、外国語指導助手（ALT）を活用するなどし、国際理解教育の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	ALTを活用する学年の拡大	小学校高学年以上	小学校中学年以上	小学校中学年以上

具体的施策③ 環境教育の充実に努めます。

主な取組	環境の保全やよりよい環境づくりのために主体的に行動する実践的な態度等をはぐくむ環境教育の充実			
取組の概要	○ 持続可能な社会の構築を目指し、環境美化活動や自然体験などを通して、環境問題や環境と人間とのかかわりについて理解を深め、環境の保全やより良い環境づくりのために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を図る、環境教育の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	環境教育にかかわる体験活動を実施した学校の割合	小学校 92% 中学校 83%	小学校 96% 中学校 91%	小学校 100% 中学校 100%

具体的施策④ 福祉の心をはぐくむ教育の充実に努めます。

主な取組	社会に奉仕する精神、思いやりの心など、福祉の心をはぐくむ教育の充実			
取組の概要	○ 地域の実情に応じた福祉体験活動やボランティア活動などの体験活動を重視し、勤労の尊さや社会に奉仕する精神、思いやりの心を養うなど、福祉の心をはぐくむ教育の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	ボランティア活動の実施校の割合	64%	80%	100%

具体的施策⑤ 郷土の歴史・文化・伝統を大切にする教育の充実に努めます。

主な取組	副読本等を活用した郷土の歴史学習の充実			
取組の概要	○ 小中学校において、大友宗麟副読本等を活用した郷土の歴史学習の充実に努め、児童生徒の興味・関心を高めるとともに、郷土愛の育成を図ります。 ○ 未来を担う子どもたちに、大友氏をはじめとする大分の歴史を学んでもらい、郷土への愛着と誇りを持ってもらうため、小中学生を対象にした歴史検定を実施します。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	こども歴史検定に合格した人数 (累計)	—	30 人	60 人

■ 健やかな体の育成と健康・安全教育の推進

現状
及び
課題

国や県主催の「体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ると、ここ数年本市の児童生徒の体力、運動能力は向上しています。しかしながら、運動に興味を持ち活発に運動する子どもとそうでない子どもに二極化する傾向が見受けられます。生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成するために、運動の楽しさや喜びを味わわせることが必要です。

また、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、朝食欠食、偏った栄養摂取など、子どもの食生活の乱れが指摘されており、学校と家庭が連携し望ましい食習慣を身につけさせることが大切となります。

さらに、学校安全を取り巻くさまざまな課題に対応できるよう、学校全体として取組体制を整備・充実させるとともに、地域の関係機関と連携を図る必要があります。

具体的施策① 体力の向上と健康の保持増進を図ります。

主な取組	体育・保健体育授業における指導の工夫・改善			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的知識を持った運動指導者を小中学校へ派遣し、体育・保健体育の授業を充実させ、児童生徒の体力向上及び教職員の指導力の向上を図ります。 ○ 「体力・運動能力、運動習慣等調査」から、児童生徒の体力の状況や生活習慣等を分析し、学校の教育活動全体を通じた体育・健康に関する指導の一層の充実を図ります。 			
指 標	現 状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度	
新体力テストにおける総合評価※が C 以上の児童生徒の割合	小学校 76.9% 中学校 81.8%	小学校 81% 中学校 84%	小学校 84% 中学校 87%	

※総合評価：体力合計点の高いほうから A, B, C, D, E の 5 段階で評価したもの。(下表参照)

○ 新体力テストにおける総合評価基準

(総合評価の求め方) 8 種目のテスト項目の成績を年齢及び性別ごとに区分した種目別得点表に当てはめ、1 点から 10 点の 10 段階で点数化する。次にそれらの 8 項目の合計点を年齢別の総合評価基準表に当てはめ、A から E の 5 段階で総合評価するもの。

段階	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳
A	39 以上	47 以上	53 以上	59 以上	65 以上	71 以上	51 以上	57 以上	60 以上	61 以上
B	33～38	41～46	46～52	52～58	58～64	63～70	41～50	47～56	51～59	52～60
C	27～32	34～40	39～45	45～51	50～57	55～62	32～40	37～46	41～50	41～51
D	22～26	27～33	32～38	38～44	42～49	46～54	22～31	27～36	31～40	31～40
E	21 以下	26 以下	31 以下	37 以下	41 以下	45 以下	21 以下	26 以下	30 以下	30 以下

具体的施策② 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実に努めます。

主な取組	薬物乱用防止教育の充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用の有害性・危険性についての理解を深めます。 ○ 児童生徒自ら、依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避けたり、あるいは拒絶したりすることができるよう「薬物乱用防止教室」を実施します。 ○ 「薬物乱用防止教室」を全小中学校で教育課程に位置づけ、計画的に実施することで一層の充実に図ります。あわせて、市保健所、市薬剤師会、県福祉保健部薬務室、警察署など関係機関と積極的に連携を図ります。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	「薬物乱用防止教室」を実施した小中学校の割合	98%	100%	100%

具体的施策③ 性に関する指導の充実に努めます。

主な取組	性に関する指導を全小中学校で組織的・計画的に実施			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性に関する指導を、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮し、家庭・地域との連携を図りながら組織的に取り組みます。 ○ 性に関する指導を全小中学校で体育科、保健体育科、特別活動などを中心に学校の教育活動全体を通じて計画的に実施します。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	発達の段階に応じた年間計画に基づく実践をした小中学校の割合	62.2%	80%	100%

具体的施策④ 歯と口の健康づくりに努めます。

主な取組	歯と口の健康づくりの推進			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが将来にわたって健康的な歯と口腔を維持するために、学校歯科医、教職員、保護者が協力し、歯みがきの習慣化・食育等の健康教育に取り組み、子どものむし歯保有数の減少を図ります。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	12 歳のむし歯保有数 (1 人当たり)	1.3 本	1.1 本	0.9 本

具体的施策⑤ 食に関する指導の充実に努めます。

主な取組	望ましい食習慣の形成			
取組の概要	○ 全小中学校において、食に関する指導を計画的に実施するとともに、保護者に対し、給食試食会等の機会を通じて、食の重要性を周知するなど、学校と家庭の両面から取り組み、望ましい食習慣の形成を図ります。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	「体力・運動能力、運動習慣等調査」において「毎日朝食を食べる」と回答した児童生徒の割合 ※小学校については4年生以上を対象	小学校 84.8% 中学校 85.3%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

具体的施策⑥ 防災教育の推進に努めます。

主な取組	学校や地域の実情の応じた防災教育の推進			
取組の概要	○ 防災士等を活用し、家庭や地域等との密接な連携・協力を図るとともに、自然災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解させるなど、防災教育の充実に努めます。 ○ 学校や地域の実情に応じ、火災や地震、津波等の災害発生を想定した避難訓練等を通して、自らの危険を予測し、回避する能力等の育成に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	防災に関する、保護者対象の研修会等を実施した学校の割合	(現在調査中)	(調査結果に基づき設定)	(調査結果に基づき設定)

具体的施策⑦ 防犯や交通安全教育の推進に努めます。

主な取組	「こどもの安全見守りボランティア」の拡充			
取組の概要	○ こどもの安全見守りボランティア等と連携して、児童生徒が犯罪被害や交通事故に遭わないよう、登下校時の見守り活動の強化を図ります。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	こどもの安全見守りボランティア 参加人数	31,074 人	31,250 人	31,500 人

重点施策(2) 学校の創意工夫による教育の充実

現状 及び 課題

子どもたちの豊かな学びと育ちを創造するためには、学校が主体的に創意工夫した教育活動を展開することが重要です。

各学校においては、校長の示す学校教育目標の具現化に向け、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮した、特色ある教育課程を編成・実施しています。

今後も引き続き、家庭や地域との連携・協力の促進を図るなか、創意工夫した教育活動を展開するとともに、学校運営の組織的・継続的な改善に努め、地域に開かれた、信頼される学校づくりを一層推進する必要があります。

具体的施策①

各学校の実情に応じ、特色ある教育課程を編成、実施するとともに、改善に生かす評価に努めます。

主な取組	各学校における教育課程の評価・改善			
取組の概要	○ 各学校において、学校教育目標の達成や教育課題の解決に向け、自校の教育課程の編成、実施が適切であるかを評価し、その改善に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	自校の教育課題解決のための教育課程の編成・実施	実施	改善・実施	改善・実施

具体的施策②

家庭や地域との連携・協力を密にしながら地域人材の活用を図ります。

主な取組	地域人材を活用した各種教育活動の充実			
取組の概要	○ 家庭や地域社会との連携・協力を推進し、地域人材の一層の活用を図り、各教科や総合的な学習の時間などにおける教育活動の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	地域人材の活用人数	1,382 人	1,900 人	2,000 人

具体的施策③ 地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努めます。

主な取組	「大分市の学校評価システム」に基づく学校評価の充実			
取組の概要	○ 学校運営の組織的・継続的な改善を目指し、「大分市の学校評価システム」に基づき、学校関係者評価等を活用し、P D C Aサイクルが適切に機能した学校評価の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	学校関係者評価の結果を公表する学校の割合	小学校 95% 中学校 93%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

重点施策(3) 個に応じた教育活動の充実

現状
及び
課題

変化の激しい社会を生き抜く人材を育成していくためには、教師自身が時代や社会・環境の変化を的確につかみ取り、その時代の状況に応じた適切な学びを提供していくことが重要です。

本市においては、児童生徒一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る上から、引き続き、習熟度別指導や少人数指導等、個に応じた指導の充実を図る必要があります。

また、小中学校の不登校児童生徒数は比較的多い状況が続いていることから、不登校出現率の低減に向けた未然防止策の充実を図る必要があります。

さらに、障がいのある児童生徒に対して、早期からの相談支援体制を充実させるとともに、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援や合理的配慮の提供が求められています。

今後とも引き続き、児童生徒の発達段階に応じた指導方法や指導体制の工夫・改善を図るとともに、興味・関心を生かし、創造的・主体的に対応していく力をはぐくむなど、児童生徒一人ひとりのよさや可能性を生かす教育を充実する必要があります。

具体的施策① 一人ひとりを尊重し、それぞれのよさを生かす教育を重視した多様な教育方法の創造に努めます。

主な取組	個に応じた指導の充実			
取組の概要	○ 学校の実情や児童生徒一人ひとりの学習の実態に応じ、習熟度別指導や少人数指導、個別指導等を柔軟に取り入れるなど、個に応じた指導の充実を努めます。			
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度	
「国語、算数・数学の授業の内容がよく分かる」と思う小学校6年生、中学校3年生の児童生徒の割合※	小学校 79.8% 中学校 67%	小学校 82% 中学校 70%	小学校 85% 中学校 75%	

※「どちらかといえば当てはまる」を含む。
※数値は、教科別の割合を平均化したもの

具体的施策② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めます。

主な取組	早期からの支援体制の充実			
取組の概要	○ 大分市相談支援ファイル「つながり」を特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保護者に配付し、支援に必要な情報を幼児期から小中学校へ円滑に引き継ぎ、個に応じた適切な支援に生かします。 ○ 障がいのある幼児とその保護者等に対して、計画的に巡回相談を行い、就学までの手続きや家庭での子どもへの接し方等の相談に応じるなど、就学前の相談体制の充実に努めます。			
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度	
巡回教育相談の実施回数	8 回	10 回	12 回	

具体的施策③ 子ども理解に努め、教育相談を充実し、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

主な取組	教育相談体制の充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大分市教育センター「エデュ・サポートおおいた」において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門性の高い相談員が、いじめや不登校等についての児童生徒や保護者からの相談に適切に対応するため、相談体制の充実を図ります。 ○ 教育支援教室「フレンドリールーム」において、不登校児童生徒を対象に、体験活動や学習指導等を通して指導・支援の充実を図るとともに、学校復帰と社会的自立を目指します。 			
	指 標	現状 (H27) 年度	H31 年度	H36 年度
	教育支援教室「フレンドリールーム」通級生の学校復帰率*	63.2%	70%	75%

※ (参考) 全国の教育支援センターにおける学校復帰率は小学校約 44%、中学校約 39%
(「教育支援センター(適応指導教室)に関する実態調査」結果より H27.8.26 文部科学省)

具体的施策④ 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、キャリア教育の推進に努めます。

主な取組	地域や学校の実態に即した組織的・系統的なキャリア教育の推進			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会との連携・協力を推進し、望ましい職業観・勤労観を育てる職場見学・職場体験学習等の啓発的経験の場を充実するとともに、キャリア教育コーディネーター等を活用し、職業講話を実施するなど、体験活動の効果をより引き出す事前・事後指導の工夫・改善を図ることにより、地域や学校の実態に即した組織的・系統的なキャリア教育の推進に努めます。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	中学校における、キャリア教育コーディネーター等を活用した職業講話の実施率	89%	100%	100%

具体的施策⑤ ICTの効果的な活用を促し、情報教育の推進に努めます。

主な取組	教職員研修及び校内研修の充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員のICT活用指導力の向上のため、情報教育研修の充実を図るとともに、各学校におけるICT活用推進の中核となる情報教育推進担当者を養成する研修を継続して実施します。 ○ ICTを活用した授業等をすべての教員が自立して行えるよう、各学校が実施するICT活用に係る校内研修に指導者を派遣し、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、校内研修の充実を図ります。 			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合	61.7%	95%	100%

重点施策(4) 幼児教育の充実

現状
及び
課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、本市においても、幼児の主体的な活動を促す環境の構成や援助を工夫し、生きる力の基礎をはぐくむ保育の充実に努めています。

今後も、幼児を取り巻く教育環境の変化や保護者のニーズを踏まえ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見通しながら小学校教育への円滑な接続を図るとともに、子育て支援に関して、利用者が求めるわかりやすい情報を提供するなど、地域の幼児教育のセンター的機能を一層充実することが求められます。

具体的施策① 幼児の自発的な活動としての遊びを通して、主体的な学びを促し、生きる力の基礎をはぐくみます。

主な取組	教育・保育の質の向上			
取組の概要	○ 本市の幼児が身につけるべき姿やその育成に向けた取組の基本となる「幼児教育・保育の手引き」を次期幼稚園教育要領等を踏まえて策定し、各幼児教育施設に活用を促すなど、幼児の生きる力の基礎をはぐくむため、教育・保育の質の向上に努めます。			
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度	
「資質及び専門性の向上が図られている」と回答した幼児教育施設の割合	(現在調査中) ※参考 H26:77%	85%	100%	

具体的施策② 小学校教育への円滑な接続を図るため、幼保小の連携を推進します。

主な取組	幼保小連携の推進			
取組の概要	○ 幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼児と児童の交流活動の推進、教員や保育士等との交流と合同研修の推進など、発達や学びの連続性を踏まえた幼保小連携を推進します。			
指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度	
「幼保小連携が図られている」と回答した小学校及び各幼児教育施設の割合	(現在調査中) ※参考 H26:47% (小を除く)	75%	100%	

具体的施策③

預かり保育や子育て支援など、地域における子育て支援の充実に努めます。

主な取組	子育て支援事業の実施			
取組の概要	○ 幼児やその保護者が気軽に遊びふれあう場として施設の開放に努めるとともに、地域の関係団体や専門家等との連携を図りながら子育てに関する相談や講座・講演会を開催するなど、地域の幼児やその保護者を対象とした子育て支援活動の充実に努めます。			
	指 標	現状 (H27 年度)	H31 年度	H36 年度
	市立幼稚園における地域人材等を活用した子育て相談・講演等を実施した園の割合	25%	60%	100%

